

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
資産運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会の行う資産運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用される財産)

第2条 この規程が適用される財産は、当法人の保有する財産のうち寄附者の意思若又は理事会の決議により財産保有形態が指定されている財産を除く、当法人の裁量により効率的に運用すべき資産をいう。

(運用の基本原則)

第3条 当法人の資産運用について、理事は、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、当法人のために定款及び法令に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

(資産区分と運用方針)

第4条 この規程が適用される資産運用は、次の各号の資産区分及び運用方針により行うものとする。

一 基本財産

基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用するよう努めるものとする。

二 特定資産、その他の財産

資産の積み立て目的、運用可能期間等その資産の特性を勘案し、適正な運用に努めるものとする。

(運用方法)

第5条 前条に規定する資産の運用方法は、次のとおりとする。

(1) 預貯金

(2) 国債

(3) 地方債

2 国債及び地方債は、原則満期保有とする。

(運用のモニタリング)

第6条 理事長は、少なくとも年に1回は、次の点について債券等の運用経過のモニタリングを行う。

(1) 全運用資産から生じた利子、分配金、配当金等の合計

(2) 全ての債券等の個別有価証券の時価

(理事会の職務)

第7条 理事会は、第6条に規定する債券等のモニタリングを含む運用の経過及び結果について、毎事業年度必要に応じて、理事長から報告を受けるものとする。

2 理事会は、翌事業年度で保有債権が満期を迎える場合、翌事業年度の予算編成を審議する理事会において、資産運用の執行方針及び計画案を審議し、議決する。

- 3 理事会は、定時評議員会において、前事業年度における資産運用の経過、当事業年度における資産運用の執行方針・計画を報告するものとする。

(理事長の職務)

- 第8条 理事長は、理事会の承認を得て、経理担当理事を資産運用責任者に任命することができる。
- 2 理事長は、資産運用責任者を監督し、随時報告を求め、必要に応じて適切な指示をしなければならない。

(資産運用責任者の職務)

- 第9条 資産運用責任者は、保有債券が満期を迎える前事業年度に、資産運用の執行方針及び計画の案を常務理事会に提案し、承認を得た上、遅滞なく理事会に提案し、承認を受けなければならない。
- 2 資産運用責任者は、資産運用状況及びその結果について把握しなければならない。
 - 3 資産運用責任者は、資産運用の執行補助者として事務局長を資産運用担当者に任命することができる。
 - 4 資産運用担当者は、資産運用の執行方針及び計画に基づき、資産運用を実行するものとし、事前に資産運用責任者に意見を求め、その結果について随時報告しなければならない。

(監事の職務)

- 第10条 監事は、資産運用責任者の業務状況について、定期的に又は監事が必要と判断したときは調査を実施し、その結果について遅滞なく理事会に報告するものとする。

(改廃)

- 第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

- この規程は、令和6年4月1日より施行する。